

地域密着型通所介護及び

介護予防・日常生活支援総合事業における

第1号通所事業（通所介護相当サービス）運営規定

（目的）

第1条 メディカルソフト株式会社が開設する（以下「事業所」という。）において実施する地域密着型通所介護および真岡市 介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業（以下『通所介護（相当）サービス』という。）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員その他の従業者（以下「職員」という。）が要介護状態にある高齢者に対し、適正な（通所介護相当サービス従事者というが、要介護（支援）状態等にある利用者に関して適切な通所介護（相当）サービスを提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条 事業所の運営に当たっては、要介護（支援）状態等となった利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援するとともに、利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図ることに努める。

この事業の実施に当たっては、関係市町村、保健・医療機関 居宅介護支援センター、他の指定介護

予

防支援事業者との連携を図り、事業の目的が円滑かつ公正に運営されることに努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次の通りとする。

名称 デイサービスぽかぽからんど

所在地 栃木県真岡市さくら2丁目4番地4

(職員の職種、員数および職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤 生活相談員 兼務)

管理者は従業者の管理および利用の申し込みにかかる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 2名

生活相談員は利用者および家族の介護に関する相談や介護サービス計画作成およびサービス調整を行う。

(3) 介護職員 常勤1名 非常勤2名

介護職員は利用者の日常生活の支援および送迎を行う。

(4) 看護職員 1名(非常勤 機能訓練指導員 兼務)

看護職員は利用者の健康管理および医療機関との連絡調整を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名(非常勤 看護職員 兼務)

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 12月31日から1月3日を除く 月 火 水 木 金 とする。(祝日営業)

(2) 営業時間 午前8時から午後5時までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は次のとおりとする。 18名

(介護の内容)

第7条 介護の内容は次のとおりとする。

(1) 日常生活の介護

- ・ 養護
- ・ 食事
- ・ 排泄
- ・ その他日常生活に必要な身体介護

(2) 入浴

- ・ 一般浴槽による入浴
- ・ 機械浴槽による入浴

(3) 昼食

(4) 相談・助言

(5) 送迎

(6) 機能訓練

(7) 口腔機能向上

(利用料)

第8条 通所介護（相当）サービスを提供した場合の利用料は、真岡市が定める額とし、そのサービスが法定

代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の介護負担割合証に記載された割合に応じた額の支払いを受けるものとする

(1) 昼食代 6 5 0 円 おやつ代 5 0 円

(2) その他利用者が負担することが適当と認める費用

(3) 地域密着型通所介護費においては、表（１）参照

前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、

支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(事業の実施区域)

第9条 事業の実施地域は真岡市内とする。

(緊急時における対応方法)

第10条 職員は利用者に緊急事態が生じた時。直ちに管理者に報告するとともに、主治医あるいは協力機関に連絡し、医師の指示に従う。なお、その間必要に応じて適切な措置を講じなければならない。

(災害対策)

第11条 管理者は別に定める防火管理規定に基づき災害対策防止と利用者の安全確保に努めなければならない。

(守秘義務)

第12条 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。職員であった者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させる為、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容に加える。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業者は生活相談員等の資質の向上を図る為の研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

(規定の補足)

第14条 この規定に定めるものの他、必要な事項については管理者がメディカルソフト株式会社と協議し定めるものとする。

附則 この規定は、令和３年 ４月 １日から施行する。（変更）